平成２６年（フ）第６９０号
福岡市東区原田３丁目１番４号
債務者　陶山　敏夫
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６９３号
福岡市西区生松台３丁目９番14号
債務者　嶋　里依子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０１号
福岡市早良区東入部８丁目29番１号
債務者　原田　一男
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１８号
福岡市早良区室住団地45番305号
債務者　仲西　千代
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３９号
福岡市早良区干隈４丁目14番１号
債務者　和泉　真美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９号
北海道苫小牧市柏木町５丁目７番18号
債務者　西島　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２５１号
仙台市宮城野区岩切字青津目３―９、住民票上の住所仙台市宮城野区岩切字今市90番地
ブライトンハウス弐番館202
債務者　永根　晶子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
宮城県塩竈市新富町５番７―503号　ベルシティ新富
債務者　荒木　雅美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
茨城県水戸市堀町1138番地の１　メゾンＫ・Ａ棟203号
債務者　田口　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１２７号
茨城県鉾田市塔ケ崎965番地２
債務者　高和　和美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
茨城県ひたちなか市大字高野322番地１　コーポアンジェリック102号
債務者　和田真由美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０５号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町12番地１　ライオンズマンション一条智恵光院201号
債務者　岩田　　篤
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
京都市西京区樫原佃１番地２　ジャデーン桂Ⅱ302号
債務者　西　　敬洋
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町９番地の12
債務者　小西可奈子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台６―56―１介護老人保健施設ゆめさき、住民票上の住所兵庫県姫路市飯田３丁目243番地１　望月荘１Ｆ１号
債務者　片岡　賢二
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７６号
広島市東区馬木７丁目2334番地２
債務者　大西　清二
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４１号
広島市安佐北区可部東３丁目30番14―３号
債務者　宮田　　博
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部